

「大学・専門学校等卒業後の在留資格の手続とルール」

法務省入国管理局入国在留課 法務専門官 杉本 律子

法務省入国管理局入国在留課において法務専門官をしております、杉本律子と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。本日はお時間をいただきありがとうございます。私は、現在は法務省で勤務しておりますが、平成 26 年及び 27 年は品川にある東京入国管理局の就労審査部門で統括審査官をしており、まさに就職、就労に関する審査をしていました。本日は法改正のありました在留資格「介護」について、及び最も申請数の多い「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更許可申請に当たっての留意点等を中心にお話ししたいと思います。

資料として、1 枚目に在留資格の一覧表を付けておりますが、左側の青い枠が就労が認められる在留資格になります。就労の在留資格は、現在の日本国政府の「専門的・技術的分野で就労する外国人について積極的に受け入れる」という方針の下に出入国管理及び難民認定法が定められていて、その中に在留資格が定められています。

在留資格「介護」が下から四つ目にありますが、これは今年の 9 月から施行になります。在留資格「介護」が認められるためには要件があります。2 枚めくっていただいて資料 3 の右側の『在留資格「介護」の創設』の中の黄色い『在留資格「介護」による受入れ』というところが、在留資格「介護」についての説明になります。

介護福祉士の資格を取得するためのルートには、養成施設ルート、実務経験ルート、福祉系高校ルートといろいろありますが、在留資格「介護」が認められるためには、介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得する必要があります。したがって、例えば実務経験ルートで介護福祉士国家試験に合格した人が、介護福祉士の資格を持っているので、在留資格「介護」が認められるかということ、要件を満たさないことから認められません。在留資格「介護」が認められるのは、あくまで養成施設を卒業して介護福祉士の資格を取得した方ということになります。

次に、資料 5 の『留学生の在留資格「技術・人文知識・国際業務」への変更許可のガイドライン』へ移ります。これも法務省のホームページに載せております。実際に「留学」から在留資格変更許可が認められる際に一番多い在留資格であり、御質問も多いので、留学生からの変更について特にガイドラインとして定めたものです。

留学生が卒業後に就職する場合、又は 1 年間就職活動のための「特定活動」で在留し、就職する場合に、「技術・人文知識・国際業務」が認められるための要件ですが、まず 1- (1) のア、これは会社と契約があるということです。『本邦の公私の機関との契約に基づく』なので、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格にはフリーランスはないということです。

御質問をいただいたり、審査において追加資料の提出をお願いすることが多いのはイです。「技術・人文知識・国際業務」は大学や専門学校で学んだ理系や文系の知識を生かして、専門的な業務に従事するという在留資格になります。したがって、肩書や、タイトルで審査をするわけではなく、留学生が実際にどういった業務に従事するか、業務内容が「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当するかという点を審査します。従事する業務のうち「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当するのはほんの一部だけで、その他の大半の部分は単純な業務に従事する場合には、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に該当する業務とは認められないという判断になります。これは雇用契約書だけでは分からない部分も多いので、追加資料の提出をお願いすることがあると思います。

次のページですが、まずアの『従事しようとする業務に必要な技術又は知識に係る科目を専攻して卒業していること』についてです。学んだ知識を生かして業務に従事しているかということですが、これは大学と専門学校で若干審査が異なります。2つの※に書いてありますが、大学については一般教養も含めて幅広く学問を学ぶことから、関連性については柔軟に判断をしています。一方、専門学校については学校教育法上の目的も異なりますし、特定分野を2年間で1,700単位時間以上と集中的に学ぶことから、関連性がより求められることとなります。さらに、同じ立場の日本人が行う場合と同等か、それ以上の報酬を受けることという要件があります。こういったところが審査の中心となります。

駆け足になりましたが、これで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。